

（仮称）伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

（1）業務名

（仮称）伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務（以下「設計委託業務」という。）

（2）目的

（仮称）伊丹市立新学校給食第2センター整備方針に基づき、（仮称）伊丹市立新学校給食第2センターを整備するにあたり、整備工事に係る基本設計業務及び実施設計業務について、創造性豊かで柔軟な発想力、高度な技術力及び豊富な経験と実績を有し、維持管理費も含めたトータルコストの縮減等も含め、環境にも配慮した質の高い提案を行う事業者の選定を目的とする。

（3）業務内容

基本設計、現況調査、実施設計、関係団体との会議等への同席・資料作成・運営支援及び関係部署への説明資料作成、その他関係法令手続き（詳細は、別紙「令和6年度（仮称）伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務仕様書」のとおり）

（4）企画提案を求めるテーマ

本業務において企画提案を求めるテーマは、「（仮称）伊丹市立新学校給食第2センター整備方針」に基づく以下に示す事項とする。

① 既存施設環境に配慮した整備計画について

本施設の敷地は、現学校給食センター及び天王寺川中学校に隣接する敷地であり、人や車の往来が多い県道に面している。本施設の新築工事に伴う周辺環境への影響が懸念されることから、施設の運営及び利用者への影響を最小限とし、安全に配慮した整備計画を提案すること。また、完成後についても学校教育に配慮した施設となるものを提案すること。

② 環境への配慮等について

新たな施設においては、地域の生活環境に十分配慮し、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などの関係法令に基づき十分に配慮したものを提案すること。また、省エネルギー型の建築設備（空調設備、照明設備等）、調理設備および太陽光発電設備の導入を検討し、環境負荷低減に配慮したものを提案すること。

給食残渣の処理については、労働負担についても考慮した厨芥処理設備等を提案すること。

③ 災害対応機能について

伊丹市地域防災計画において、炊き出し施設として位置付けられることから、災害の内容や規模に応じて迅速で柔軟な対応が可能となる災害対応機能を併せ持った施設となるよう提案すること。

（5）履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2. 予定限度額

設計委託業務に係る費用の上限は、64,262,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とします。

提案価格（見積額）が予定限度額を超過した場合は、失格とします。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (6) 平成26年4月1日以降に、次に掲げる同種または類似の業務を元請けとして完成した実績を有する者であること。
 - ①同種業務：調理能力3,500食以上の学校給食共同調理場（学校給食センター）の新築整備工事における設計業務
 - ②類似業務：調理能力2,000食以上の学校給食共同調理場（学校給食センター）の改築整備工事における設計業務
- (7) 管理技術者は1名とし、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士であること。また、調理施設（約2,000食/日）の設計実績があること。
- (8) 管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は自らの組織に所属していること。
- (9) 主任担当技術者は分担業務分野※ごとに1名であること。ただし、総合主任担当技術者と構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者と機械設備主任担当技術者は兼務してよいものとする。

分担業務分野	業務内容
総合	国土交通省告示8号別添－第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械	同上「設備」のうち、「厨房設備」、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

- (10) 単独企業又は下記①～④の条件を全て満たす設計共同体（JV）で参加すること。
- ① 設計共同体を構成する各企業が、（1）～（4）の参加資格を全て満たしていること。
 - ② 参加表明書の提出までに、設計共同体を組織し、設計共同体の協定書（国土交通省に掲載様式）を締結し、参加表明書等と併せて、協定書の写しを提出すること。
 - ③ 設計共同体の代表企業が、（5）～（6）の参加資格を全て満たしていること。また、管理技術者と総合分野の主任担当技術者が、代表企業に所属していること。
 - ④ 設計共同体を構成するいずれかの企業が、（9）の要件を満たしていること。ただし、総合と構造の主任担当技術者が兼務する場合は、代表企業に所属していること。
- ※ 単独企業で参加する場合は、管理技術者及び総合、構造、電気設備、機械設備の各分担業務分野の主任担当技術者は自らの組織に所属していること。
- ※ 単独企業又は設計共同体のいずれで参加する場合でも、協力事務所がある場合については、その協力事務所が（1）～（4）の参加資格を全て満たしていること。

4. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに設計委託業務実施に関する事項に限ることとし、評価および審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けません。

- (1) 提出期限：令和7年1月23日（木） 17時00分まで（必着）
- (2) 提出先：伊丹市教育委員会事務局 学校給食第1センター
E-mail: ed-kyusyoku@city.itami.lg.jp
- (3) 提出方法：別添の質問書（様式9）により電子メールにて提出すること。
（必ず着信の確認を行うこと。また、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しません。）
- (4) 回答方法：令和7年1月27日（月）までに、質問者に電子メールで回答するとともに、伊丹市ホームページ上に掲載します。

5. 参加表明書等の提出（様式1～5）

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加表明書等を提出してください。

- (1) 提出期限：令和7年1月29日（水） 17時00分まで（必着）
- (2) 提出先：教育委員会事務局 学校給食第1センター
伊丹市鴻池3丁目4番5号 TEL072-782-0400
E-mail: ed-kyusyoku@city.itami.lg.jp
- (3) 提出方法：原則、電子メールとする（ただし、持参又は郵送も可）
※ 郵送による場合は、必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。

(4) 提出書類

提出書類	様式
①参加表明書	様式1
②会社情報	様式2
③管理技術者調書	様式3
④各主任担当技術者調書	様式4
⑤協力業者調書	様式5

※1 書面で提出する場合は、10部提出すること。

※2 各提出書類の内容を証するために求める添付資料については、別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

6. 参加資格の確認および企画提案書の提出を要請する者の選定

参加表明書等の提出書類に基づき、「3参加資格」に定める参加資格要件を満たしているかどうか確認を行うとともに、「（仮称）伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務プロポーザル審査会」において、別表審査基準表【参加表明書（書類審査）】に基づき書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する事業者（「上位5者程度」）を選定します。

選定された者に対しては、その旨を通知するとともに、企画提案書の提出を要請します。また、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知します。

- (1) 通知日：令和7年1月30日（木）
- (2) 通知方法：参加表明書連絡先に記載のメールアドレスおよび郵送にて
（郵送の場合は到着が通知日の数日後になります）

選定されなかった者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

- ① 提出期限：令和7年2月3日(月) 17時00分まで(必着)
- ② 提出先：伊丹市教育委員会事務局 学校給食第1センター
伊丹市鴻池3丁目4番5号 TEL072-782-0400
E-mail: ed-kyusyoku@city.itami.lg.jp
- ③ 提出方法：原則、電子メールとする(ただし、持参又は郵送も可)
※ 郵送による場合は、必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。
- ④ 様式：任意様式(住所、商号又は名称、代表者氏名を記入)

7. 企画提案書等の作成及び提出(様式6～8)

- (1) 提出期限等：令和7年2月14日(金) 17時00分まで(必着)
※ 参加表明書等を提出した事業者においても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとします。
- (2) 提出先：伊丹市教育委員会事務局 学校給食第1センター
伊丹市鴻池3丁目4番5号 TEL072-782-0400
E-mail: ed-kyusyoku@city.itami.lg.jp
- (3) 提出方法：原則、電子メールとする(ただし、持参又は郵送も可)
※ 郵送による場合は、必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。
- (4) 提出書類

提出書類	様式
⑥業務実施方針及び手法	様式6
⑦企画提案書等の提出について(鑑)	様式7
⑧企画提案書	任意様式
⑨業務工程表	任意様式
⑩価格見積書	様式8

※1 書面で提出する場合は、10部提出すること。

※2 各提出書類の内容を証するために求める添付資料については、別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

8. 企画提案書等の審査

(1) 審査方法

別表審査基準表【企画提案書・ヒアリング審査】の評価項目および審査基準に基づき、「(仮称)伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務プロポーザル審査会」において、審査および評価を行います。最終評価点は「参加表明書(書類審査)」および「企画提案書・ヒアリング審査」の合計とし、最も得点の高かった者を受託候補者とします。評価点が高同点の場合は、審査会において順位を決定します。

(2) ヒアリング審査

参加表明書を提出し、企画提案書の提出を要請する事業者に選定された者のうち、期日までに企画提案書を提出した提案者を対象に、審査会によるヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査の実施概要は次に示すとおりです。

項目	内容
① 実施予定日	令和7年2月19日(水)
② 実施場所	伊丹市総合教育センター 2階 講座室
③ 実施方法	・1者につき30分(説明15分以内、質疑15分程度)を予定。

	・ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替えおよび追加資料の提出は不可とします。 ・出席者は3名以内とし、配置予定管理技術者が出席することとします。 ・ヒアリングの日時・場所等は、ヒアリングを実施する提案者に別途通知します。
--	---

(3) 受託候補者の特定

受託候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知します。また、本プロポーザルにおける参加者が1者のみであっても、ヒアリング審査を行い、失格要件に係ることの無く50点以上の場合、受託候補者に特定されます。

受託候補者に特定されなかった提案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知します。なお、非特定通知書を受け取った者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

- ① 提出期限：令和7年3月5日（水） 17時00分まで（必着）
- ② 提出先：伊丹市教育委員会事務局 学校給食第1センター
伊丹市鴻池3丁目4番5号 TEL072-782-0400
E-mail: ed-kyusyoku@city.itami.lg.jp
- ③ 提出方法：原則、電子メールとする（ただし、持参又は郵送も可）
※ 郵送による場合は、必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。
- ④ 様式：任意様式（住所、商号又は名称、代表者氏名を記入）

(4) 契約締結交渉

審査会において、受託候補者に特定された提案者と市は契約交渉を行います。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行います。

(5) 結果の公表

審査会における審査および評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に公表するものとします。

9. 日程

実施内容	実施期間
公示	令和7年1月15日（水）
質問受付期間	令和7年1月23日（木）17時00分まで
質問回答日	令和7年1月27日（月）
参加表明書等受付期間	令和7年1月29日（水）17時00分まで
書類審査結果通知 （企画提案書の提出要請及びヒアリング日時の通知）	令和7年1月30日（木）
企画提案書等受付期間	令和7年2月14日（金）17時00分まで
ヒアリング実施予定日	令和7年2月19日（水）
特定結果通知予定日	令和7年2月21日（金）
契約締結	令和7年2月25日（火）予定

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 提案価格（見積額）が、前記２に示した価格（予定限度額）を超過しているとき
- (4) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- (6) プロポーザルの手続きの過程で、前記３の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (7) ヒアリング審査に出席しなかったとき
- (8) 次のいずれかの行為を行ったとき
 - ① 本市審査会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること
 - ② 他の提案参加者と応募内容又はその意思について相談を行うこと
 - ③ 受託候補者選定終了までに、他の提案参加者に対して応募内容を意図的に開示すること
- (9) ヒアリング審査を行い、５０点を下回ったとき
- (10) その他企画提案書等作成要領に基づき、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき

１１．契約

契約内容および仕様については、受託候補者として選定後、企画提案等の内容をもとに本市と詳細を協議するものとします。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。

１２．その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替えおよび再提出は認めません。また、持参以外の方法による提出の場合は、書類の不達および遅配を原因として提案参加者に不利益が生じても、本市はこの責を負いません。提案参加者において、配達記録郵便の利用など必要な対策を講じてください。
- (2) 配置予定技術者は原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければなりません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (4) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはありません。ただし、本プロポーザル手続き および これにかかる事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録 および 保存等を行います。
- (5) 書類の作成、提出およびその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提案参加者の負担とします。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、事由発生後速やかに文書で通知してください。取り下げによる不利益な取り扱いはありません。
- (7) 本提案にかかる提出書類は、伊丹市情報公開条例（平成１７年３月２４日条例第３号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。
- (8) 仕様書は、事業者選定にあたり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議のうえ、内容を確認・変更するものとします

13. 書類提出および問い合わせ先

伊丹市教育委員会事務局 学校給食第1センター (担当) 小松・安福
 〒664-0006 伊丹市鴻池3丁目4番5号 TEL: 072-782-0400 FAX: 072-782-2074
 E-mail: ed-kyusyoku@city.itami.lg.jp

別表 審査基準表

【参加表明書（書類審査）】

評価項目	審査基準	配点	書類
資格	各担当分野の技術者資格	10	様式3 様式4
技術力	管理技術者の同種・類似業務の実績、件数（上限5件）	20	様式3 様式4
	主たる担当技術者の同種・類似業務の実績、件数（上限5件）		
計		30	

【企画提案書・ヒアリング審査】

評価項目	審査基準	配点	書類
実施方針	業務の理解度、取り組み意欲、工程の効率性・実現性、実施体制の的確性	18	様式6 工程表
評価テーマ	提案内容の的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）	42	提案書
見積価格	$\text{価格評価点} = 10 \text{ 点} \times \{1 - (\text{見積価格} - \text{最低価格} \times) \div (\text{上限価格} - \text{最低価格})\}$ ※最低価格は参加事業者数中の最低見積価格	10	様式8
計		70	